

今さら聞けない!

その2

# 憲法ってナニ?

私は立法府の  
長ですから



いったん現行の  
憲法を停止する、  
廃止する、  
その上で  
新しいもの  
をつくって  
いく



国民の生活が  
第一なんて  
政治は  
間違ってる



(ナチスの)  
手口学んだら  
どうかね



このヤカラたちが関係する政党は?

答えは次のページ! 

# 正解 自由民主党

安倍晋三首相  
2007年5月11日 日本国憲法に関する調査特別委員会  
2016年5月16日 衆議院予算委員会  
小池百合子衆議議員(当時)  
2000年11月30日 衆議院憲法調査会  
※当時は保守党に所属。2002年、自民党入党。2017年、自民党離党。  
福田朋美衆議議員  
2012年4月16日「衆議院議員 福田朋美さんと道義大國を目指す会」にて  
麻生太郎副総理  
2013年7月29日 国家基本問題研究所主催「日本再建への道」にて

このような発言を公にする者たちの政党が、  
「自由民主」を名乗るとは、悪い冗談でしょうか？

政治とはなにか、憲法とは何かも理解できない人材の宝庫自民党が、  
権力者を縛るはずの憲法を、権力者自らユルめる憲法改正を目論んでいます。



「2020年を新しい憲法が  
施行される年にしたい」

安倍総理2017年5月

この発言の際、憲法改正に着手する内容について、  
以下4つの項目を掲げています。

教育の無償化

自衛隊の根拠規定

参院の合区解消(一票の格差の解消)

緊急事態条項

「教育の無償化」と聞けば、「必要だ」と賛同される方もいるでしょう。  
しかし「教育の無償化」に憲法改正は全く必要ありません。

法律の改正のみで対応できます。

法律で対応できる「教育の無償化」を、  
現在どこまでやっているかを見れば本気度がわかります。

安倍総理はどう考えているのでしょうか？

安倍総理 2017年1月20日施政方針演説

「どんなに貧しい家庭で育っても、夢を叶える事ができる。  
そのためには誰もが希望すれば高校にも、専修学校、  
大学にも進学できる環境を整えなければなりません。」

実際に、この問題に対して政府はどのような施策で対応したのか？

2018年4月から約2万人が給付型奨学金の対象

2017年4月より2800名規模で先行運用開始

全国5000校ほどの高校に各校1人ずつの枠を配分し、残りの人数を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に分配する方式

これだけ見れば、すごいじゃない、有言実行だ、と考える方もいらっしゃるでしょうが、  
現実と照らし合わせると、こうなります。



奨学金貸与者

133.4万人



該当者、給付人数2万人

たった1.5%

教育の無償化を実現するなら、法律の改正のみでできます、直ぐやれます。  
しかし、実情は、何もやっていないに等しい状態です。



未来を担う子供たちに、  
“保育・教育の**無償化**”を実現します。



選挙後の11月、教育無償化の一環として出された、  
自民党検討案の蓋を開けてみると…

### 例えば高等教育

2017年11月8日朝日新聞より

在学中は授業料等は支払わず、卒業後に**一定の収入を超えた場合**国に返還する。

「**年収250万円**」「**年収300万円**」などを基準額の案として例示。

これは無償化でも何でもなく、**ただのツケ**。

結局、**本人が負担する話**でしかありません。

オーストラリアの制度がモデルになったと言いますが、

**豪州では、卒業後の課税所得が約492万円**(AU \$55,874)以上の場

合に、課税所得に応じて返還率(4% ~ 8%)が設定されており、課税所得に返還率を乗じた金額を返還することになってます。(1 AU\$ = 約88円として計算)

国に返還する必要のある年収の設定が

豪州とは全く違い、

普通に生活が苦しい人々にも

支払いを求めるデキの悪い施策、

としか言いようがありません。

これまでの、

そして選挙後の自民党の取り組みを、

いくつか見れば、

「**教育への投資は極力したくない**」、

**と言う固い決意**

が伝わってくるものだらけ。

### 所得連動型奨学金

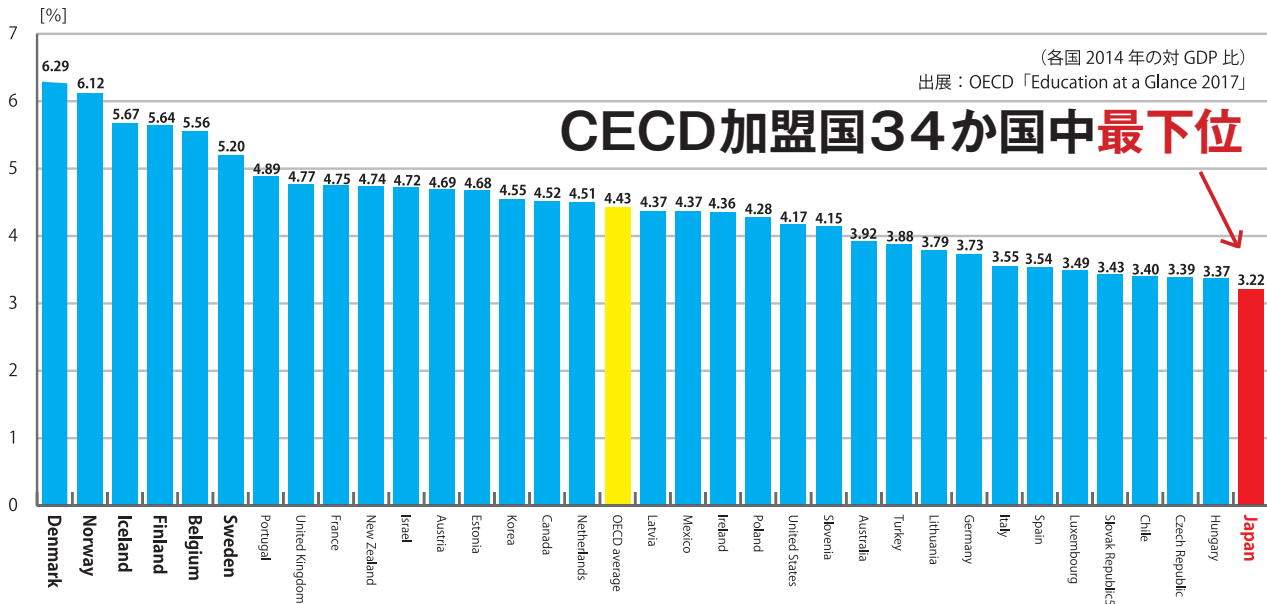
単純には  
比較できませんが、  
これを**出世払い**、と  
呼ぶのは**詐欺**じゃね？

日本  
年収250万円

オーストラリア  
年間の  
課税所得  
492万円

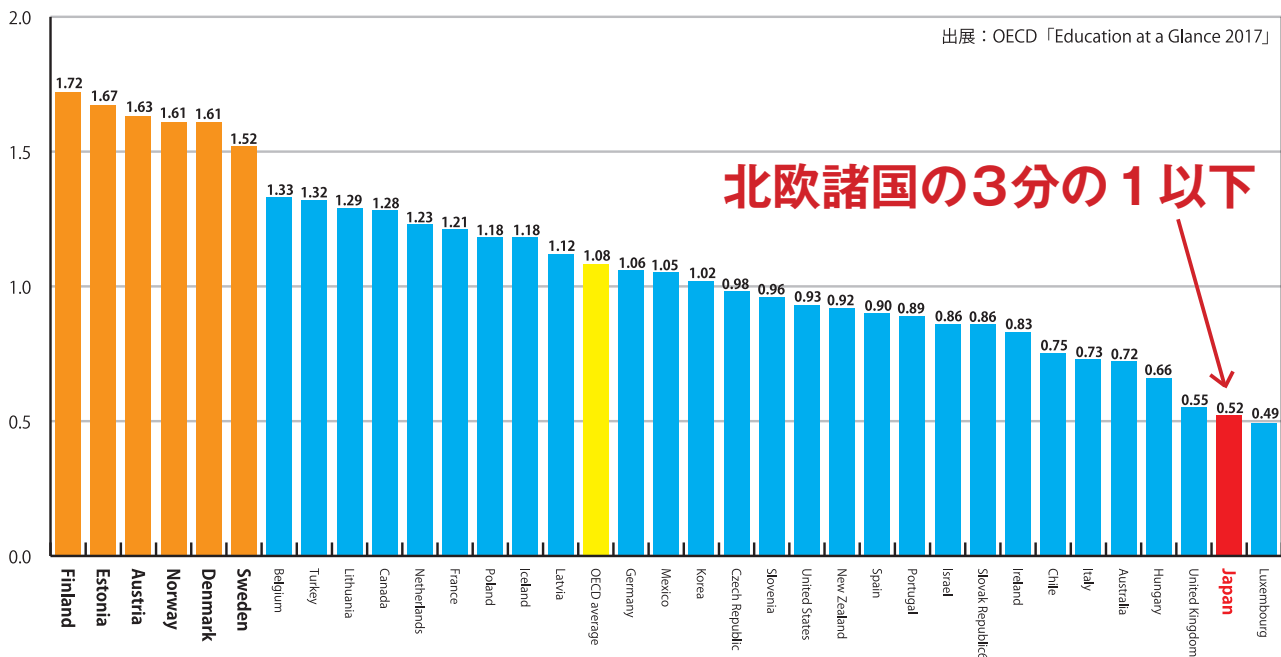
世界から見た日本の教育は堂々の先進国最低レベルです。  
 そんなデタラメな政治が生み出した結果をご覧ください。

### 教育機関に対する公的支出(対GDP比)



大学など高等教育への日本公的支出はOECD最低レベル

### 高等教育機関への公的支出(対GDP比)



教育の無償化とは、「憲法改正への抵抗感」を減らすためのニンジンであったこと、  
 つまりは工作だとよくわかります。

くれぐれも騙されないで下さい。

では一体、何の為に憲法改正をしたいのでしょうか？

先ほどの4項目の中に、憲法改正の本丸が存在しています。緊急事態条項です。

これがどういったものかを説明する前に、

自民党が、憲法全体をどう変えたいのかを紐解く必要があります。

※本丸である、緊急事態条項をすぐ知りたい方は、10ページをご覧ください。

# 自民党は憲法をどう変える？

2012年に出された**自民党憲法改正草案**を見れば一目瞭然です。

その中身は、日本国憲法の原理すべてに違反する内容。

解りやすい4点をピックアップ、解説します。

## ①拷問について

以下の現行憲法と自民党草案を読み比べて、どこが問題か、わかりますか？

日本国  
憲法  
36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、  
**絶対に**これを禁ずる。

自民党  
草案  
36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。

違いは非常にシンプル。

自民党草案では、「絶対に」という文言が削除。

つまり「例外」としての拷問が可能になる余地が含まれます。

そのような意図が全くないならば、元の条文のままで良いのでは？

まさか、ウツカリしてただけ？

だったら、そんな間抜けに憲法をいじらせる訳にはいきません。

## ②国民を憲法でシバる

以下の現行憲法と自民党草案を読み比べて、どこが問題か、わかりますか？

日本国  
憲法  
99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の  
公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

自民党  
草案  
102条

1 **全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。**  
2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、  
この憲法を擁護する義務を負う。

これまでも、**憲法を守る義務**は権力側に課せられ、

**国民は権力者に憲法を守らせる側。**

とシツコクお伝えしてきましたが、この条文では、

**国家が憲法で国民を縛る**図式に逆転しています。



### ③ 表現の自由を制限

権力者の不正、不都合な事柄をみんなが知れば、権力側に**是正**を求めたり、**交代させる**事もできます。しかし、**権力者への批判的な言論や活動**が封じられてしまえば、**人々は知る事さえ**できません。

**表現の自由や情報の公開は、民主主義の社会において、「血液のような存在」です。**

**それが制限**されれば、民主主義は死に至ります。

以下の現行憲法と自民党草案を読み比べて、どこが問題か、わかりますか？

日本国  
憲法  
21条

- 1.集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2.検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

自民党  
草案  
21条

- 1.集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2.**前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。**

**問題点**は2つ。草案で新設された第2項にあります。

問題点 1

**「前項の規定にかかわらず」**

第一項では、「表現の自由は保障する」としながら、「前項の規定にかかわらず」が入る事により、前段を**ちゃぶ台返し**。つまり「**保障するとは言ったけど、表現の自由を認めない場合がある**」、と**宣言**しています。どんな場合でしょうか？

## 問題点2

# 「公益及び公の秩序を害すること」

これを見て、「そりゃそうだよ、何でも自由が与えられる訳ねえよ」と思ったあなた、冷静に考えて下さい。

「公益」とは何ですか？「公の秩序」とは何ですか？  
実際にそれを決めるのは、誰ですか？  
それを決めるのは「あなたや国民の側」、ではありません。

それを決めるのは「時の権力者」です。



例えば、国民の利益にならない、自分たちのお仲間のみがトクをする政策や立法、税金の横流しが行なわれたとします。

それを追及する個人、ジャーナリストや市民グループは、権力側にとっての公益を害する者たちになりませんか？

一人でも多くの人々に権力者の不正を周知するデモ行動や、集会、勉強会などが開かれた場合、公の秩序を害するとされる可能性、ありませんか？

そんな懸念は一切あたらない、全て性善説で成り立つ、と言うならば憲法どころか、警察も裁判所も必要ありません。

残念ながら、人間は間違えます。

国家権力は、過去もそうであったように、  
一歩間違えば、暴力装置にもなりえます。

長期間、無実の人間を不当に拘束するなど朝飯前。

勝手に始めた戦争で兵士への補給も行なわず、日中戦争や太平洋戦争で亡くなった約230万人の軍人・軍属のうち餓死・戦病死が6割にも上った、これは紛れもなくこの国がやらかした過去の暴力の一部です。

だからこそ「権力は間違える」、という前提に立った、  
権力者を縛る最高法規が必要で、憲法が存在する訳です。

## ④ 個人から個を削除

以下の現行憲法と自民党草案を読み比べて、どこが問題か、わかりますか？

日本国  
憲法  
13条

すべて国民は、**個人**として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

自民党  
草案  
13条

全て国民は、**人**として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

何点かの違いがありますが、たった**一文字の変更**、【**個人→人**】が、非常に大きな問題です。

憲法学の重鎮、**樋口陽一先生**と**小林節先生**の対談本、「憲法改正」の真実(集英社新書)の中で、小林節先生はこのように仰っています。

ここで言う「人」(自民党草案)の意味は「犬・猫・猿・豚などとは種類の違う生物」と言った程度の本当に軽い存在としての「人」です。それぞれに**個性を持つ「個人」**として**尊重される**のと「**他の動物よりは上**」といった程度に尊重されるのとは**大いに違う**。(中略)

自民党の改憲マニアに言わせると、「日本国憲法に個人主義がもちこまれたせいで、日本から社会的連帯が失われた。だから個人主義を排して、社会の土台をつくり直すのだ」ということだそうです。

**改正草案13条**は、「**個人**」から「**個**」を削除することで、彼らの**願望を実現**しようとしていますね。

しかし、**世界の成文憲法**というのはアメリカ独立宣言からはじまりますが、それ以来、どういう価値観を引き継いできたのか。端的に言えば、人は**人として**生まれただけで**幸福に生きる権利があり**、幸福とはそれぞれが**異なった個性**をもっていることを**否定せず**に**お互い尊重**しあうことで**成立**します。

その**幸福の条件**を**国家は侵害するな**、というのが**憲法の要**です

「**個人**」から「**人**」への、たった**一文字の変更**。

その意味は、**天と地ほどの開き**を生み出すものの様です。



これまで自民党改正草案の酷い条文をほんの一部お伝えしましたが、これらは序の口です。

憲法改正の本命中の本命、憲法改正の本丸は**緊急事態条項**。

その説明の前に、念のため大切な話をさせて下さい。

※緊急事態条項をすぐ知りたい方は、10ページをご覧ください。

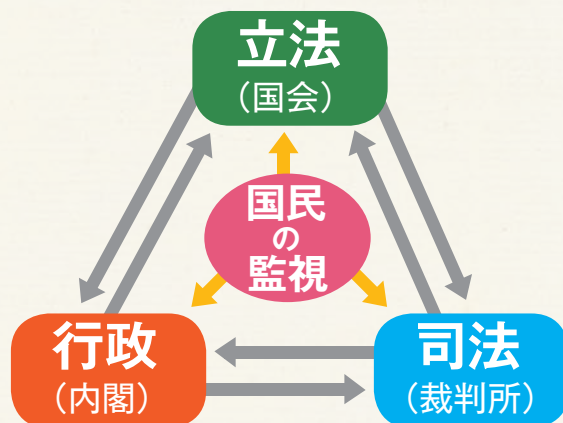
**権力を縛るための法が憲法ですが、  
では実際、どう縛る？**のでしょうか。

**三権分立**です。

国家権力に権力が集中してしまわないように、

「**三権分立**」という制度でシバるのです。

**3つの権力**を分離、  
それぞれ**監視**し合う制度。



- ① **立法権** 法律を作ったり、変えたり、廃止する。行政の仕事を監視。
- ② **司法権** その法律や命令が憲法に違反していないか等を、裁判所が監視。
- ③ **行政権** 国会で作られた法律や政策を内閣が実行。

**Q.** **3権分立をやめて、  
3つの権利を1つにしちゃったら？**

**A.** **それを独裁、と呼びます。**

国会や裁判所といった監視がなくなり、憲法も無視。

憲法違反の法律作りや政策、あらゆる命令も、

自分勝手に税金を使える予算も組み放題、まさにフリーダム！

これは、独裁以外の何モノでもありません。

そうならない様にする為の三権分立なのです。

自民党憲法改正の「本丸」、緊急事態条項では、三権分立をはじめ、  
個人の権利までぶっ壊すことが可能になります。

**条文と一緒に、簡単に説明します。**

# 自民党改憲草案

## 【緊急事態・条文】

### 第九章 緊急事態

#### 第98条(緊急事態の宣言)

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

#### 第99条(緊急事態の宣言の効果)

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。



## 👉 左のページ条文を、ザックリ説明！

1 📖 総理大臣が必要と思えば内閣のお仲間と相談、  
「今から緊急事態ね！」と、宣言できる。

一見、武力攻撃や災害など緊急性が高いものに限定されているかにも思えるが、  
ここでも出てくるのが魔法の言葉、「等」。  
結局、どこまでも広範に渡って緊急事態を宣言できる余地を存分に確保している。

2・3 📖 緊急事態の宣言は国会の承認が必要だが、承認は宣言の前でも後でもいい。  
政権与党が過半数の議席を持っていれば事実上、いつまでも緊急事態の延長が可能に。  
百日を超えるごとに国会の承認が必要、と言うのも事実上無意味。  
一見、歯止めの様に見えるこれらは、何の意味も持たない。

1 📖 内閣で閣議決定された政令が事実上法律になり、  
財政上の支出も自由自在、つまり、立法府(国会)は形骸化、  
権限の全ては内閣が独裁状態に。

3 📖 この国に生きる人々を部下や家臣のごとく命令に従わせ、  
地方自治体の長をも子会社のごとく命令できる  
この状態の中で「基本的人権を尊重」など無理。

4 📖 緊急事態を続ける事により、衆議院の解散を延長できる。  
つまり、いつまでも議員で居続けられ、  
結果、半永久的に政権を維持する事ができる可能性が生まれる。

簡単に言えば、「緊急事態条項」とは、  
三権分立や地方自治をぶっ壊し、  
人権の保障まで停止できてしまう、  
国家を私物化したい政治家にとっては、  
絶対に手に入れたい魔法の杖なのです。

内閣で閣議決定された政令が  
事実上の法律になる事の  
危険性を想像してみましょう。



冗談  
ではなく

# 安倍政権が本当におこなった おかしい閣議決定

安倍首相はポツダム宣言を**当然読んでいる** (2015年6月2日閣議決定)

島尻沖縄北方大臣が「**齒舞 (はぼまい)**」の読み方を知らないという事実はない。 (2016年2月19日閣議決定)

「**森友学園**」問題を巡り、財務省・国交省・文科省に対する政治家からの**不当な働きかけは『一切なかった』** (2017年3月28日閣議決定)

**安倍首相の妻・昭恵氏**は公人でなく**私人** (2017年3月14日閣議決定)

憲法改正による「緊急事態条項」の新設には、  
阪神・淡路、東日本、新潟県中越地震、熊本地震を経験した被災県も含む、  
**全国33の弁護士会が反対しています。**



## 福島県 弁護士会

「政府の初動対応が不十分だったのは、『安全神話』の下、大規模な事故の発生を想定してこなかった対策の怠り」  
「**被災者の救援と被災地の復興に必要なのは、政府への権力集中ではなく、既存の法制度を最大限活用すること**」

## 兵庫県 弁護士会

「**災害対策を理由にした緊急事態条項は不要**」

## 京都府 弁護士会

「**権力分立、立憲主義といった憲法の基本原理を破壊する大きな危険がある**」

2015年9月に日本弁護士連合会が東日本大震災の被災三県(岩手・宮城・福島)の37市町村に対して実施したアンケートでは、ほぼ全ての自治体が災害対応で憲法が障害になった事例はないと回答しています。

同条項に詳しい永井幸寿弁護士(兵庫県弁護士会)は、「**災害の現実を踏まえた冷静な議論が必要だ**」と語っています。

歴史を振り返れば、独裁政権を実現するためには、緊急事態条項や国家緊急権と呼ばれるモノは必須アイテムです。

第一次世界大戦終戦後の1919年、ドイツはワイマール共和国という体制に。

主権者を国民に、男女に普通選挙権を与えるなど、当時としては画期的なワイマール憲法ができましたが、その中に「48条」という「毒」がありました。緊急時に国民の基本的な人権（表現の自由など）を制限できる「国家緊急権」の条項が定められたのです。

これを悪用したのが、「ナチス・ドイツ」。

ナチスは1932年夏の選挙で議会第一党、その翌年、ヒトラーは総理大臣に。そして、またしても議会を解散、選挙戦に突入。

その直後、国会議事堂が放火されました。ナチスはこれを「共産党のテロ」と根拠なく断定。ナチス政権は、当時のワイマール共和国大統領に、48条に基づいた「大統領令」を発動させました。

これは、テロによる国家の緊急事態を理由に、憲法に定められた基本的人権が制限されたり、逮捕令状なしでの身柄拘束を可能にするもの。

選挙の結果、ナチスは第一党を維持。

その後、国会で、あの悪名高い、「全権委任法」を強行採決。これは、国会の立法権を全部、行政府の長であるヒトラーにゆだねてしまう恐ろしい法律です。

議会制民主主義においては、議会（立法府）と政府（行政府）が一体ということはありません。

しかし、それをヒトラーは全権委任法でやったのです。

その後もこの憲法48条を根拠にした法令が次々と決められると同時に、ナチス以外の政党が禁止され、他の政党は解散に追い込まれました。やがて、憲法改正すらも政府に委ねられることになり、結果、憲法は形骸化、実質的な意味を失いました。

全権委任法は1945年9月20日、第2次世界大戦に敗れたドイツを占領した連合国が廃止するまで存続。ワイマール憲法48条は、ドイツ敗戦後に、別の憲法が制定されるまで存続しました。

最近の事例では、2016年7月、トルコのエルドアン大統領が、軍のクーデター未遂事件を理由に、緊急事態宣言を発令。1年間で累計約5万人を逮捕。軍人、警察官、公務員、教員、自治体の首長（解任）等、約15万人をクビにしました。

逮捕者のなかには、政権批判をする野党の国会議員や支持者らも含まれます。

その後、ナチスと同様、言論の自由を停止、報道機関131社を閉鎖。政府への抗議活動を止めるため、インターネット上のTwitterやFacebook、YouTubeへのアクセスを遮断。EU加盟の際に廃止された死刑制度の復活についても、前向きな発言を繰り返しています。

少し前に、行政府の長である安倍総理が「私は立法府の長ですから」と何度か国会で発言した際、批判されました。

これが総理の単なる勘違いだったのか、確信犯であったか定かではありませんが、この発言自体がトンデモないことであり、自民党改憲草案にある緊急事態条項は、時の権力者を行政府と立法府の長にしてしまうトンデモ草案である事は間違いありません。



## 全国の33の弁護士会が主張する通り

**緊急時にはそれぞれの危機を想定した法律はすでにある。**

普段は防衛大臣や警察庁長官、地方自治体の知事にある権限が、

すべて**内閣総理大臣に集中**するよう**すでに法律化**されています。

数が多すぎるので、ホンノ一部をご紹介します

### 「災害対策基本法」

大災害が起こった場合、内閣総理大臣が「災害非常事態」を宣言した場合、内閣に立法権が認められ、国会閉会中でも緊急政令の制定も可能。  
（「生活必需品の配給」「物の価格の統制」「金銭債務の支払いの延期」「外国からの救助の受け入れ」に限る）

#### 災害対策基本法 108条の3

国民に、生活関連物資等の買い占めをしないように、協力を要求できる

#### 大規模地震対策特別措置法13条1項

各省庁や地方公共団体、NHKやJRなどに必要な指示ができる

#### 大規模地震対策特別措置法13条2項

防衛大臣に対し、自衛隊法8条に規定する部隊等の派遣を要請することができる

#### 警察法72条

警察庁長官を直接指揮監督し、一時的に警察を統制できる

#### 原子力災害特別措置法15条、16条

原発事故の場合に、市町村長、都道府県知事に対して避難の立ち退き、または屋内避難のための勧告・指示をできる

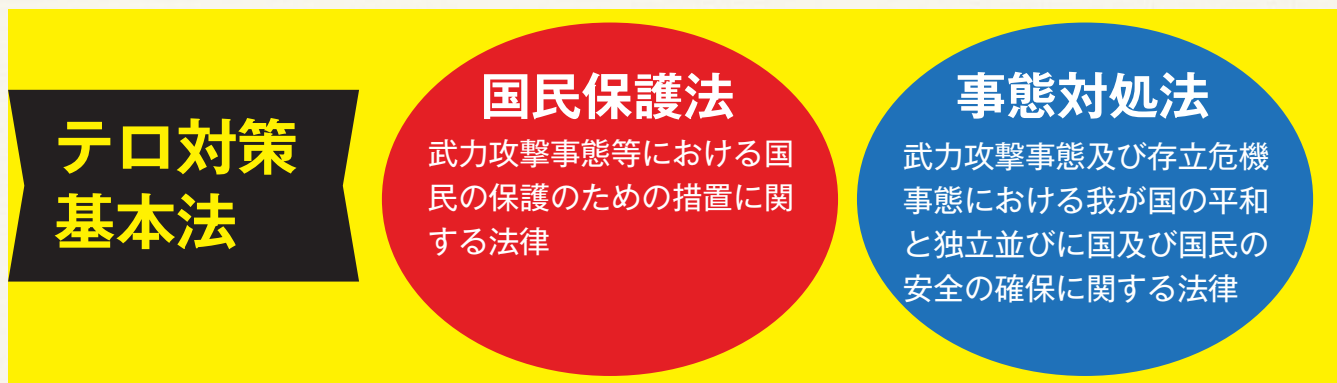
さらに、「**災害救助法**」によって、災害時は都道府県知事も強制権を持ちます。

- (7条1項)医療、土木工事、輸送関係者に、救助活動の命令ができる  
※(31条)従わなかった者は処罰される
- (8条)災害現場にいる人に、救助の協力をさせることができる
- (9条1項)病院や旅館などの施設を管理して、土地や物資を使用、また物資の生産業者に対して、物資の収容ができる  
※(31条)従わなかった者は処罰される
- (10条1項)職員に、施設や土地、家屋、物資の所在場所などの立入検査をさせることができる。  
※(33条)これらを拒否した者は処罰される



これらの法律によって、被災地に食料が届かない場合は、被災地付近の会社から強制的に物資を取得したり、輸送会社に事実上強制的に運ばせることができます。医師や看護師に治療行為の命令をして、拒否した場合は処罰されるなど、実は人権を制限してしまう恐れがある程の強制力が盛り込まれています。

つまり、憲法に緊急事態条項を盛り込まずとも、すでに災害やテロなどの**有事に備えた法律は存在**して、対処できるよう整備されています。



有事に関する法律は、“国民保護”の名前を付けながらも、国民の側からすると、人権が大きく制限される内容まで、すでに含まれているのです。

今、本当に必要なのは、緊急事態条項を憲法に入れる事ではなく、**有事を想定した準備がちゃんとされているか？**なのです。

緊急時の対応はすでに数々の法律があり、カバーできます。  
緊急時の際、**本当に必要な**のは憲法改正による権力の集中ではなく、  
法律の先にある現実を踏まえた**事前準備**です。

## 災害対策の原則「準備してない事はできない」

例えば、2011年東北での大震災。

指定避難所や避難所に指定された場所が、実際の津波で浸水した数 **440ヶ所**

つまり必要なのは

- ・将来のあらゆる災害を予測して対策を講じること
- ・災害を起こしそうなものに対して対策を講じる・排除すること



### 具体的な事柄を検証してみよう

#### ■ 大地震による原子力災害。

双葉病院と系列の老人保健施設の人々が避難

寝たきり高齢者は180名

避難手順も行き先もなく……

**230キロ以上搬送。**

過酷な避難になったうえに、

避難先は医療施設ではなく

医療機材も薬もなく、

**計50人が死亡。**

災害時の痛ましい出来事。

その後、教訓として活かされているのか？



2012年12月8日放送 NHKスペシャル「シリーズ東日本大震災 救えなかった命～双葉病院 50人の死～」を元に作成

#### ■ 鹿児島県川内原発の再稼働。避難計画をチェックすると……

10～30km圏の**227施設**(医療機関・社会福祉施設)は  
**全く避難計画なし**

- ① 事故発生
- ② 10～30km圏は**事故後にコンピュータ上のリストで避難先を探す。**
- ③ 鹿児島県の避難施設等調整システムは、避難先施設とオンラインで

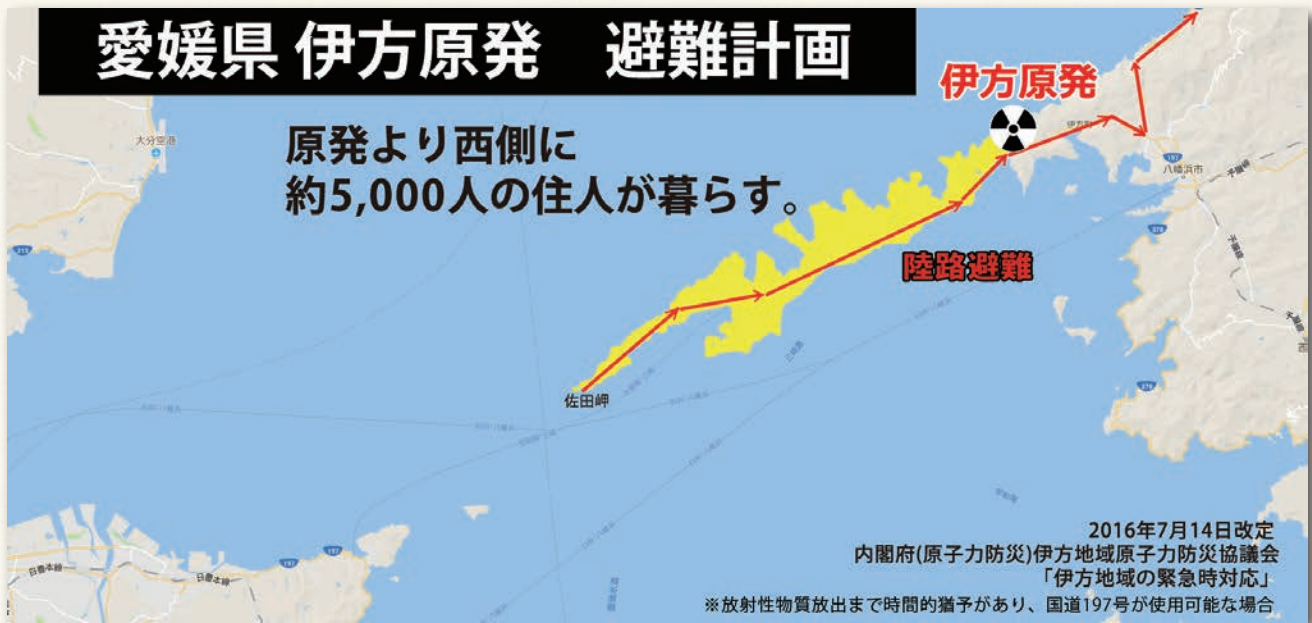
**情報共有されておらず避難者を受け入れ可能かどうか、1つ1つ電話で確認。**

電源を確保する事も難しい上に、混乱した状況の中でどう行なうの???



■ 愛媛県 伊方原発 避難計画では？  
四国本島側に逃げるのが基本とされている。

避難計画では有事には、**陸路**で**事故原発の前**を通る。



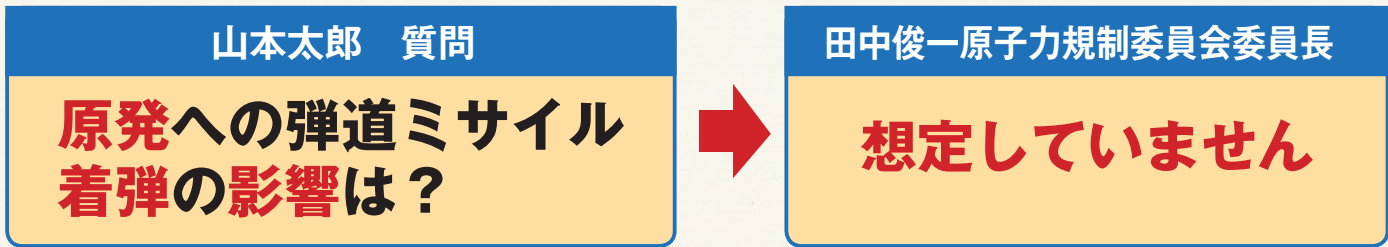
大量の放射性物質がバラまかれる可能性がある中、  
事故原発の前を通過して逃げる？

**2011年** 福島第一原発事故後、周辺の線量は？



※福島県生活環境部原子力安全対策課「平成 23 年3月 11 日～3月 31 日(東日本大震災発生以降)にモニタリングポストで測定された空間線量率等の測定結果について」より  
※環境省「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」より

■ 原発への弾道ミサイル着弾の影響は？



2015年7月29日 参議院平和安全法制特別委員会より

災害対策の原則「準備してない事はできない」  
どれだけ憲法を変えて権力を集中させても意味はない。  
想定してない、準備してないことには対処できないのだから。  
現場をまったく理解していない権力者が、緊急時に真逆の命令を下したり等、  
被害を拡大させる恐れもあるでしょう。  
その時々リーダーの資質によって、大きく左右される弊害です。



# 現在のリーダーが過去の緊急時、ナニしてたか、検証しよう

**自然災害** 2014年8月20日、豪雨による 広島県土砂災害

午前6時半 【山梨県鳴沢村の別荘】関係省庁に被災者の救命・救済に、全力で取り組むよう指示

午前8時 【山梨県富士河口湖町 富士桜カントリー倶楽部】ゴルフスタート

⇒約1時間ゴルフを楽しむ

## 軍事的緊張

## 出来事

2017年3月	米韓合同軍事演習(4月末まで実施)。 北朝鮮はスカッドミサイル発射。
2017年4月5日	北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射。
2017年4月8日	米国が朝鮮半島近海への空母の派遣を発表。北朝鮮は反発。
2017年4月12日	安倍首相「緊張感が高まっているのは事実だ」 外務省、韓国在留の邦人に「海外安全情報」出す。 米国と北朝鮮との緊張関係が極度に高まる。
2017年4月15日	北朝鮮、故・金日成主席105回目の誕生日「太陽節」式典。 その前後にも核実験やミサイル発射等があるのではないかと との憶測も流れる。

## 総理主催「桜を見る会」実施

2017年4月16日

## 北朝鮮ミサイル発射



出典：首相官邸ホームページ  
([http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/actions/201704/15sakura.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201704/15sakura.html))  
の写真を加工して作成

ちなみに民主党政権時の2012年3月23日、  
同様のケースで、4月14日に開く予定だった  
**桜を見る会を中止に。**

**領海侵入** 2016年6月15日午前3時30分頃

## 中国海軍の軍艦 領海内航行

口永良部島(鹿児島県)西の領海を南東進する中国海軍ドンディアオ級情報収集艦1隻を確認



ドンディアオ級情報収集艦(855)

## 同日、首相・官房長官の動向は？

- ・安倍首相 午前中 成田から青森、秋田 選挙応援へ
- ・菅官房長官 朝から宮崎に 選挙応援へ

ほんの一部、ご紹介しましたが、緊急時と危機は散々煽るが対処はテキトー。  
これが現在のリーダーと政権与党の姿勢です。  
権力を集中させる事に意味はなく、有事への備えを充実させる事が現実的、  
とお判り戴けましたか？

## 国民投票 法はザル

憲法改正をする為には、国会内での手続き（衆参で）【憲法改正原案提出、本会議質疑、憲法審査会質疑・可決、本会議可決、発議】の後、**国民投票があります**。憲法を変えるか変えないかを最後に決めるのは国民、という話です。しかし、国民投票を定める国民投票法はまるでザル、という内容をご紹介します。

### 【広告宣伝に関して、制限がほぼ何もない】

憲法改正・国民投票のキャンペーンでは、広告宣伝に関して、制限がほぼ何もない状態です。

広告宣伝に関して資金の上限もありません。資金力が豊富な陣営は、無制限にTVCMを垂れ流せるのみならず、番組の枠を買い取り番組作りまでできてしまう。各世代ごとに人気のあるタレント等を使っての広告展開も可能。TV等を使った刷り込み、洗脳を無制限に、公然と行なえる訳ですから、非常に危険です。

（注）投票日14日前から呼びかけCMは禁止だが、意見表明CMは規制なし



### 【活動に対する寄付金や予算にシバリがない】

外国人や外国企業からの寄付の禁止もありません。それらを記録に残す必要さえありません。他国の特定勢力からのコントロールも可能になります。

### 【24時間の活動が許されている】

投票日当日、投票所の前でも運動が可能。ここでも資金力がある勢力が圧倒的に優位です。



### 【最低投票率が定められていない】

憲法改正の国民投票には、最低投票率が定められていません。つまりビックリするような低投票率であっても、その過半数を取った方が勝ちになります。

最低投票率も定めずに国民投票を行なう事は、国民への丁寧な説明がなくても、強引な憲法改正が可能になります。

最低投票率を定めた場合、改正の内容を多くの人々に理解して戴き、投票に行って貰う為にも、政治の場で、より丁寧で充実した審議が行なわれる必要が生じます。

それは憲法改正に賛成、反対に関わらず、国民益に叶う事ではないでしょうか？

あなたが憲法改正に賛成であっても、最低投票率を定める事を、政治に求めて行きませんか？



## 《海外の国民投票にはシッカリとしたメディア規制があります》

国民投票の長い歴史をもつ欧州各国の国民投票におけるメディア規制をみてみよう。  
ちなみにドイツとアメリカは国民投票を制度化しておらず、従って実施されたこともない。

### イタリア

（過去60回以上の国民投票を実施）

- ・テレビスポットCMは原則禁止。
- ・ローカル局で回数均等の場合のみ許可。
- ・国営・民放ともに、公的に均等配分される広報時間が設けられる。
- ・テレビ放送関係者に対し、不偏不党を保つ細かな法規制がある。
- ・新聞の意見広告についても均等な広告枠確保が義務付けられている。

### フランス

（過去60回以上の国民投票を実施）

- ・テレビ・ラジオスポットCMは全面禁止。
- ・公的に配分される無償広告枠でのCM放映は可能。
- ・新聞・雑誌等での広告展開に関する規制はなし。
- ・賛成・反対両派の広報活動を監視する第三者機関が設置される。

### イギリス

イギリス（2000年に国民投票法を制定）

- ・テレビスポットCMは全面禁止。
- ・公的に配分されるテレビの広報スペースは無料。
- ・新聞・雑誌等での広告展開に関する規制はなし。

### スペイン

（フランコ独裁時代（1939-75）に国民投票が独裁を正当化する手段として利用された歴史的経験があるため、国民投票の実施は厳しく制限）

- ・テレビ、ラジオスポットCMは全面禁止。
- ・公的に配分されるテレビの広報スペースは無料。
- ・新聞・雑誌等での広告展開に関する規制はなし。

### デンマーク

- ・テレビCMは全面禁止。ローカルラジオのみCM許可。
- ・新聞・雑誌等での広告展開に関する規制はなし。

参考文献 本間龍「メディアに操作される憲法改正国民投票」（岩波ブックレット）

世界と比較しても、日本における国民投票の

広告宣伝のあり方は余りにも雑。メディアに広告料と言う旨味をたっぷりとプレゼントして、資金力豊富な陣営になびかせる方向でしょうか？

日本のような不健全なやりたい放題が許されれば、まっとうな報道など成立しなくなります。



あなたは今まで、TVから何度も流れる歌を知らぬ間に、鼻歌や口ずさんだりした経験ありませんか？

あなたが意識していなくても、知らぬ間にシッカリと脳内に刷り込むのが、コマーシャル等のメディアです。

憲法改正の国民投票のルールにおいて、広告宣伝や献金に関して事実上、無制限にしているのはそこに狙いがあるからです。

改正の中身や自民党草案のヤバさを知らず、理解しないまま、メディアに演出された盛り上がりに乗って、記憶に多く擦り込まれた方に投票してしまう……

その先に待ち受けるのは、勝手極まりない、いまより輪をかけた悪政です。

権力者をシバる鎖を、権力者自らユルくする又は、その余地を与えるような憲法の改正は、泥棒自らが窃盗罪を軽くしたり、詐欺師自らが詐欺罪をユルくしたりする事と、何ら変わりがないどころか、もっと悪質なもの。

あなたにお願いがあります。

身近にいる人々に政治について、憲法について興味を持ってもらうキッカケに、あなたがなってくれませんか？

あなたの力が必要です。

山本太郎



今さら聞けない!  
**憲法ってナニ?** その①

ネットで公開中  
<https://www.taro-yamamoto.jp/daily-activities/7463>



【発行2017年11月 山本太郎となかまたち】永田町恐怖新聞vol.6 <http://www.taro-yamamoto.jp/>

**参考文献**

- 「憲法改正」の真実 樋口陽一・小林節 (集英社新書)
- メディアに操作される 憲法改正国民投票 本間龍 (岩波ブックス)
- 檻の中のライオン (かもがわ出版)
- よくわかる緊急事態条項 Q&A (永井幸寿)
- 前夜 藤統一郎 (現代書館)